

ヨシムラ社会保険労務士事務所通信

4

April

2011

発行:ヨシムラ社会保険労務士
〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16
TEL/FAX 049-277-6010 email info@yoshimura-sr.com
発行日:2011年4月1日

平成 23 年度の雇用保険率は前年据え置きと決定！

厚生労働省より、平成 23 年度の雇用保険料率が発表されました。
会社負担分も従業員負担分も去年と同じ保険料率のまま据え置かれることになりました。

●雇用保険料率●

事業の種類	平成 22 年度		平成 23 年度
いわゆる一般の事業	1,000 分の 15.5	据え置き→	1,000 分の 15.5
いわゆる農林水産業* 清酒の製造の事業	1,000 分の 17.5		1,000 分の 17.5
いわゆる建設の事業	1,000 分の 18.5		1,000 分の 18.5

*農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の事業（園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など）には、一般の事業の雇用保険率を適用。

●雇用保険率の負担の内訳●

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 6	1,000 分の 6	1,000 分の 3.5
			計 1,000 分の 9.5	
いわゆる農林水産業* 清酒の製造の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 7	1,000 分の 7	1,000 分の 3.5
			計 1,000 分の 10.5	
いわゆる建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の 7	1,000 分の 7	1,000 分の 4.5
			計 1,000 分の 11.5	

雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しています。上の表の「二事業率」とされている保険料の大部分は、助成金（代表例：雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金）の原資になっています。収めた保険料を有効活用するためにも、是非、活用できる助成金がないか、日頃からチェックしておきましょう。助成金についてのお問い合わせも、お気軽にどうぞ。

●毎月勤労統計調査の概要●

調査結果のポイント

- ・現金給与総額は、4年ぶりの増加
- ・所定外労働時間は、3年ぶりの増加
- ・常用雇用は、7年連続の増加

- 平均月間現金給与総額は、前年比 0.6%増の 317,321 円
現金給与総額のうち、きまって支給する給与は 0.3%増の 263,245 円、所定内給与は 0.2%減の 245,038 円、所定外給与は 9.2%増の 18,207 円、特別に支払われた給与は 2.0%増の 54,076 円となりました。
実質賃金は、前年比 1.5%増です。

- 平均月間総実労働時間は、前年比 1.4%増の 146.2 時間と、4年ぶりの増加

総実労働時間のうち所定内労働時間は 0.7%増の 136.2 時間、所定外労働時間は 9.0%増の 10.0 時間となりました。製造業の所定外労働時間は、32.3%増の 13.9 時間。なお、年間の総実労働時間は 1,754 時間(規模 30 人以上では 1,798 時間)でした。

- 常用雇用は、前年比 0.3%増と7年連続の増加

このうち、一般労働者は 0.4%減、パートタイム労働者は 2.1%増となりました。



●労働力調査の概要●

調査結果のポイント

1. 完全失業率は 5.1%と、前年と同率
2. 完全失業者は 334 万人と、前年に比べ 2 万人減少
3. 労働力人口は 6,590 万人と、前年に比べ 27 万人減少

- 平成 22 年平均の雇用者(役員を除く)は 5,111 万人

このうち、正規の職員・従業員は 3,355 万人(1年前に比べ 25 万人減少)。非正規の職員・従業員は 1,755 万人(1年前に比べ 34 万人増加)でした。

☆雇用者(役員を除く)(5,111 万人)に占める非正規の職員・従業員(1,755 万人)の割合(34.3%)は、比較可能な平成 14 年以降で最高でした。

- 平成 22 年平均の完全失業者(334 万人)のうち、失業期間が1年以上の完全失業者は 121 万人

☆失業期間が1年以上の完全失業者の実数(121 万人)は、比較可能な平成 14 年以降で最多でした。1 年前に比べ、26 万人増加しています。

- 平成 22 年平均の非労働力人口のうち「今の景気や季節では仕事がありそうにない」ため求職活動をしていなかった就業希望者は 24 万人(1 年前に比べ 2 万人減少)。

お仕事
カレンダー

- 4/10 ●一括有期事業開始届の提出
(建設業)

主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
●3 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- 4/15 ●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出

- 4/30 ●労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未満の 1 月~3 月の労災事故について報告)

- 4/30 ●預金管理状況報告

- 健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険料納付状況報告書提出
- 3 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 個人事業者の消費税の確定申告
- 2 月決算法人の確定申告・8 月決算法人の中間申告
- 公益法人等の都道府県民税・市町村民税均等割申告
- 5 月・8 月・11 月決算法人の消費税の中間申告